

## 第4章 計画の基本的な考え方

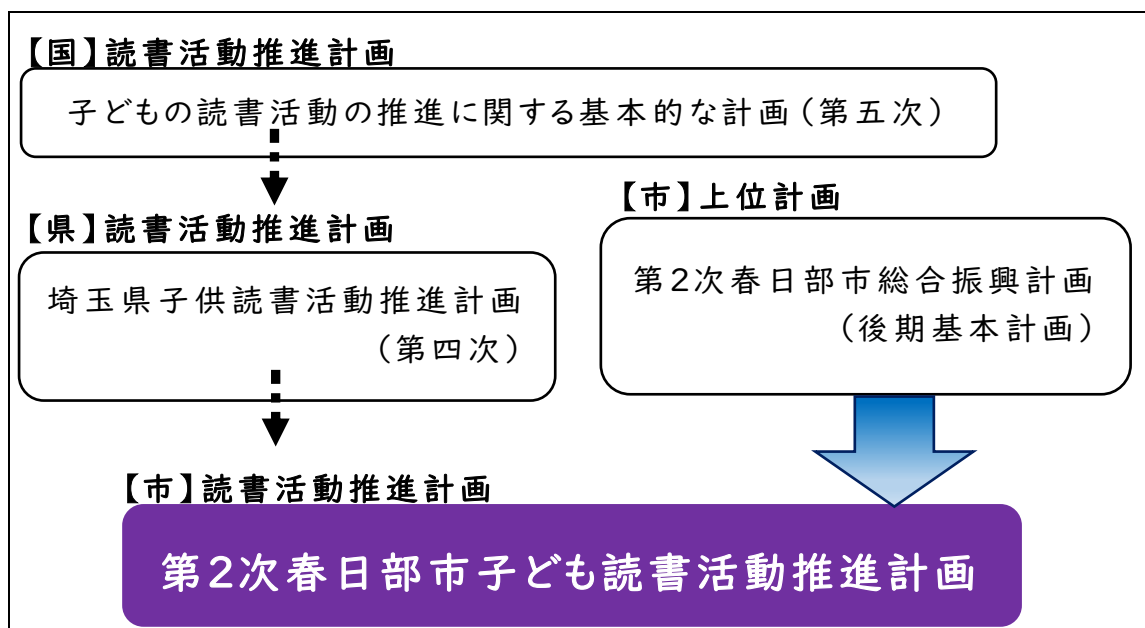
### 1 計画の目的

「第2次春日部市子ども読書活動推進計画」は、第1次計画の成果と課題を踏まえて今後の方向性を明らかにし、本市が総合的、計画的に実施する取組を示すものです。

本計画は、全ての子どもが成長や興味に応じて読書の楽しさを発見し、自主的に読書活動ができるよう、また、家庭、地域、学校等が連携を深めて子どもの読書活動をより一層推進するために取り組むことを目指して策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」、県の「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」を踏まえ、「第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）」との整合性を図りながら、本市における子どもの読書活動の推進に関する具体的な施策について定めるものです。また、国の「読書バリアフリー推進計画」や「学校図書館図書整備等5か年計画（第六次）」などの関連計画との整合性を保つように努めます。



### 3 計画の対象

0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わる全ての市民、地域、学校、関係機関等も対象としています。

### 4 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、子どもの読書活動をめぐる状況等に変化があった場合、必要に応じて見直すこととします。

### 5 計画の理念と方針

読書には、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにする力があります。

絵本や物語は、想像力や感受性を育み、自分とは異なる人の気持ちに触れることができ、実生活においても相手の立場になって考え、他者を理解し、思いやることに役立ちます。また、知識習得のための本は、新しい知識や正しい情報を身につけることができ、現代社会の溢れる情報の中から正しい情報を読み取り、内容を把握する力を養うことができます。

本市で育つ全ての子どもが、読書を通して得た力で、社会の中で人々とともに生き、自ら考えて課題解決できる自立した人間に成長し、人生をより豊かで深いものにできるよう、子どもの読書活動推進に取り組めます。

第2次計画では、読書バリアフリー推進計画への対応やデジタル社会に対応した読書環境の整備を念頭に「全ての子どもに読書の楽しみを」を基本理念として掲げます。また、この基本理念を実現するため、「紙と電子のハイブリッド読書」を基本方針として、具体的な各施策を実施します。

6 計画の体系 <<計画体系図>>

